

## 9 その他 ～ 公害苦情の状況

### 1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

### 2 処理期間 ： 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

### 3 公害苦情の概況

#### 苦情件数

令和 4 年度の公害苦情の申立件数は 111 件で、前年度（70 件）に比べて、41 件増加しました。

#### 公害種類別の内訳

令和 4 年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図 - 1 のとおりです。

苦情件数が多い順に、大気汚染 45 件（約 41%）、悪臭 29 件（約 26%）、騒音 25 件（約 22%）、水質汚濁 10 件（約 9%）、振動 1 件（約 1%）、その他 1 件（約 1%）となりました。

なお、令和 3 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 5 万 1 千件（約 70%）を占め、その内訳は騒音約 37%、大気汚染約 28%、悪臭約 20%、水質汚濁約 10%、振動約 5%、土壌汚染等約 0.4%となっています。

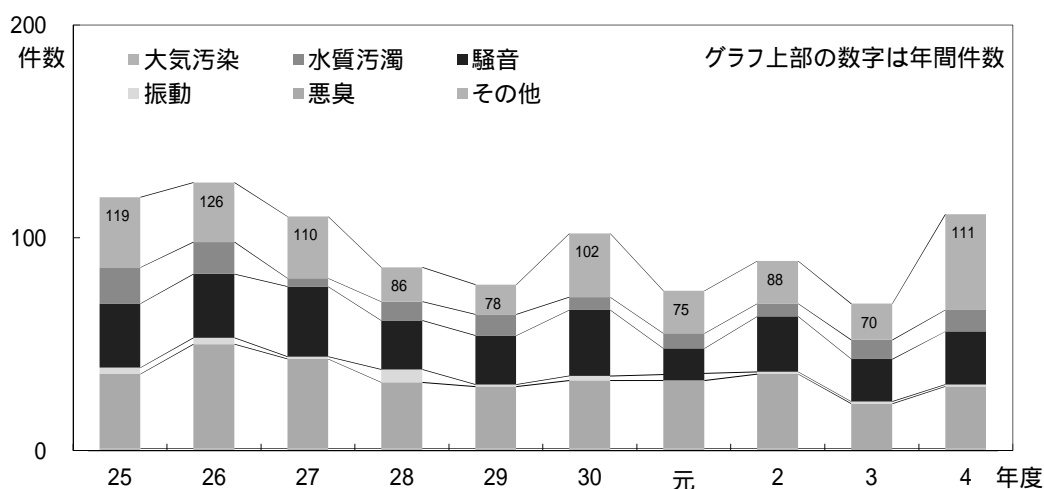


図 - 1 過去 10 年間の種類別苦情件数